

申込件数が予算の上限に達した時点で
申込みを締め切る場合があります。

地域おこし協力隊を退任された方用

地域おこし協力隊を退任され、引き続き山形へ定住する方へ月額1万円家賃補助します

家賃補助のお知らせ



1 支給額 月額：最大1万円（最大24ヶ月）

2 補助対象者

- 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に任期満了で退任し、県内に定住する意思を有して引き続き居住している方。
(但し、再び地域おこし協力隊として県内で活動する方を除く)
- **ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金申請者アンケートに回答いただいた方**

3 対象住宅

- 補助対象者本人が契約者であり、自己の居住のために賃貸する住宅
(継続して入居している住宅も可)
但し、下記の住宅は対象外となります。
 - ・社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
 - ・3親等以内の親族(またはその親族が経営する法人)が所有する賃貸住宅

4 補助金について

- 補助金は任期が満了した日の属する月の翌月から起算します。
- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

5 補助金手続きの流れ

① アンケートに回答【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

右のQRコードからアンケートに回答してください。



※アンケート用紙で回答をご希望の方は当センターまでお問い合わせください。

② 申請【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

アンケートフォーム↑

申請書に、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸契約書(全てのページ※「重要事項説明書」のページは不要)の写し、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その金額がわかるものの写しを添えてセンターに申請。

(申請期限:令和6年3月5日(火))

③ 交付決定【ふるさと山形移住・定住推進センター → 申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付。

④ 請求【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和6年3月8日(金)までに請求書と補助金の振込先がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの写し等)を添えて補助金を請求。

※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください

⑤ 審査、支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター → 申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和6年3月中に補助金を交付します。

6 申請内容の変更について

- 転居等により申請書の内容に変更が生じた場合は、「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金内容変更承認申請書」(様式第4号)に関係書類を添えてご提出ください。

7 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付申請書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です。

【提出先】 (一社) ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁内
電話 023-687-0777 FAX 023-687-0788
メール furusato@yamagata-iju.jp

